

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和元年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査機関の名称			変更の内容	変更のあった農産物検査員	変更年月日
削除	追加	変更の内容			
新川 亮	田中 敏裕	濱畑 海哉	氏名		
安芸高田市高宮町船木六八二番地三号	山県郡北広島町惣森一六三八番二号	安芸高田市八千代町勝田一八二番地	住所		
もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、そば	農産物検査を行う農産物の種類		
平成三二年四月二五日	平成三二年四月二五日	平成三二年四月二五日			

広島北部農業協同組合